

## 播磨町第3浄水場運転管理等業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

播磨町第3浄水場運転管理等業務（以下「本業務」という。）について、水道施設の運転管理及び保守管理において、適正な水道施設管理による水道水の安定供給と災害時等における危機管理体制の向上を図るため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するものです。

### 2. 業務概要

(1) 業務名

播磨町第3浄水場運転管理等業務委託

(2) 履行場所

播磨町第3浄水場及び関連施設

(3) 業務内容

① 浄水場運転管理業務及び関連施設管理業務

② 保守点検業務

③ その他、業務に付随する業務

(4) 業務期間

令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）年3月31日まで

(5) 提案上限額

356,067,000円（消費税及び地方消費税額相当額を除く。）

※ 提案上限額を超える見積額で提案した者は失格とする。

### 3. 選定方式

公募型プロポーザル方式

### 4. 優先交渉権者決定方法

(1) 一次選考 書類審査（技術提案書）

(2) 二次選考 動画による説明及び審査委員会からの質疑回答（ヒアリング）により総合的に採点

### 5. 参加資格

(1) 令和6年度播磨町入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

- (3) 技術提案書の提出期限において、指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 町契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年要綱第 45 号）に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は当該業務への参加表明前 6 か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (8) 十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び播磨町の指示に柔軟に対応できること。
- (9) 直近 10 年以内（平成 27 年度～令和 6 年度）に、日本国内において急速ろ過方式による日最大 1 万立方メートル以上の浄水能力を有する上水道の浄水場運転管理業務の契約実績を過去 5 年以上有すること。

## 6. 全体スケジュール

内容	期間等
プロポーザル公告及び実施要領等資料の公表	令和 6 年 11 月 1 日
現場見学会申込書提出期限	令和 6 年 11 月 18 日
現場見学会（自由参加）	令和 6 年 11 月 19 日・20 日
質疑受付期間	令和 6 年 11 月 22 日
質疑回答	令和 6 年 11 月 29 日
技術提案書提出期限	令和 7 年 1 月 10 日
一次審査結果通知	令和 7 年 1 月 17 日 審査を実施したすべての事業者に対して通知
ヒアリング審査	令和 7 年 1 月 29 日
選考審査結果通知	令和 7 年 2 月 5 日 2 次審査通過者に対して通知
契約協議・覚書締結	令和 7 年 2 月中旬から下旬予定

## 7. 現場見学会（自由参加）

現場見学会に参加を希望される方は、令和 6 年 11 月 18 日（月）午後 3 時までに現地見学参加申込書（様式第 1-2 号）を電子メールにて提出してください。

見学日時は、別途通知します。

- (1) 見学日時：令和 6 年 11 月 19 日（火）から 11 月 20 日（水）までの指定する日の、

午前9時から午後5時までの指定する時間

- (2) 見学場所：播磨町第3浄水場
- (3) 留意事項：
  - ・出席者は身分が確認できるものを持参してください。
  - ・参加人数は1社3名までとします。
  - ・見学には職員が立ち会いますが、その場での質疑応答には、設備の名称など基本的な内容を除いて受け付けません。見学によって生じた質問事項についても、質問書にて質問してください。

## 8 質疑及び回答

### (1) 質疑提出方法等

実施要領または仕様書に関する質疑がある場合は、質疑書（様式第1-3号）に記載し、電子メールで送信後、電話にて受信確認すること。

なお、メールの件名については、「播磨町第3浄水場運転管理等業務委託質疑〇〇」と記載し〇〇の部分については、会社名を記載すること。

- (2) 質疑受付期日 令和6年11月22日（金）午後1時まで。
- (3) 質疑に対する回答については、令和6年11月29日（金）午後1時から播磨町ホームページにおいて公表します。

## 9 提出書類及び提出方法

### (1) 提出書類等

- ①参加申込書兼誓約書（様式第1-1号）
- ②会社概要がわかるもの  
（会社設立年月日、資本金、事業内容が明記されているパンフレットなど）
- ③直近10年以内（平成27年度～令和6年度）に、日本国内において急速ろ過方式による日最大1万立方メートル以上の浄水能力を有する上水道の浄水場運転管理業務の過去5年以上の契約実績
- ④水道施設運転管理業務の受託実績数
- ⑤事業継続計画（BCP）作成状況
- ⑥財務諸表（直近3箇年通期の会計年度における損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）
- ⑦配置予定業務責任者の浄水場運転管理業務の実務経験年数及び保有資格
- ⑧配置予定従事者の人数と浄水場運転管理業務の実務経験年数及び保有資格
- ⑨技術提案提出書（様式第2号）
- ⑩各技術提案書（様式第2-1～2-5号）
- ⑪提案価格（見積書）（様式第2-6号）
- ⑫説明動画データが保存されたDVD-R

## (2) 技術提案書作成要領

別紙、「第3浄水場運転管理等業務委託提出書類様式集」に基づくこと。

- ・用紙はA4版、文字の大きさは10.5ポイント以上を標準とする。
- ・正1部、副7部を提出する。
- ・提案者の商号又は名称は、表紙に記載し、本文には記載しない。
- ・様式は、「提出書類様式集」に定める。
- ・技術提案内容は、様式を用いてそれぞれ回答すること。回答が1枚に収まらない場合は、用紙を適宜追加すること。
- ・追加の費用を要する提案については、費用を記載すること。この費用は提案価格に含めない。
- ・⑩技術提案書の内容を説明する様子を撮影した動画を、DVD-Rに保存し1部提出すること。

その際に、以下のことを厳守すること。

ア 別途資料を作成することなく、⑨各技術提案書を用いて説明すること。

イ 動画の時間は20分以内とすること。

ウ 動画データの拡張子はMP4とすること。

エ 動画の一部を割愛する、テロップを入れる、又は短い動画をつなげて20分の動画を作成する等の編集加工等はしないこと。

オ 動画提出の際は、事前にウイルスチェックを行い異常がないことを確認すること。

(3) 提出期間 令和7年1月8日（水）から1月10日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法 持参（土日祝及び時間外は受け付けない。）又は郵送による。

なお、持参する場合は、提出時間を事前に連絡すること。また、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

## 10 審査の実施

提出された技術提案書等に基づき、播磨町第3浄水場運転管理等業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、審査を行い、優先交渉権者を選定します。

また、参加者数が1者の場合でも、審査及び評価は実施します。

### (1) 書類審査（参加資格条件の確認）

提出された技術提案書以外の書類審査については、事前に事務局で内容を確認します。

### (2) 一次選考（書類審査）

①審査方法：提出書類（提案書等）の内容により上位3者以内を選考する。

②結果通知：一次選考予定日から1週間以内には電子メールにより通知する。

- ・審査結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (3) 二次選考（ヒアリング審査）
- ①選考：一次選考通過者によるヒアリング審査を実施し優先交渉権者を決定する。
- ・実施日時：令和7年1月29日（水）（予定）
  - ※日時・場所等の詳細については別途連絡する。
  - ・技術提案書等（説明動画を含む。）の内容について、審査委員会が質問する内容について回答を行うこと。
  - ・プレゼンテーションの時間は設けず、質疑応答のみとなるので、留意すること。
  - ・ヒアリング審査への出席は5名以内とし、内1名は、配置予定の業務責任者を同席させること。
  - ・所要時間は30分程度とする。

## 11 選考審査の方法及び審査項目

播磨町職員による審査委員会を設置し、審査委員それぞれが下記により採点し、集計したものを得点とする。得点が最上位の者を優先交渉権者とするが、得点が満点の6割に満たない場合は失格とする。

なお、参加者が1者の場合については、見積額に対する評価点（30点）を除き、得点が満点（120点）の6割に満たない場合は失格とする。

### 【審査項目 全体割合】

評価項目	評価の割合	選考区分	
1. 企業評価	20 / 150	一次選考	二次選考
2. 履行体制の評価	50 / 150		
3. 価格評価	30 / 150		
4. 技術提案書の評価	50 / 150		

## 12 二次審査結果通知について

- (1) 委員会による審査終了後、令和7年2月5日（水）（予定）に播磨町ホームページで公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行います。
- (2) 審査結果についての異議は受け付けない。
- (3) 他の事業者の提案書内容、審査内容については、公表いたしません。

### 13 技術提案に要する経費等

- (1) 技術提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。

### 14 業務委託契約の締結

#### (1) 契約手続

優先交渉権者と業務の詳細内容について協議を行い、協議が成立した場合には当該優先交渉権者と覚書を締結します。

ただし、契約締結までの間において、協議が整わない場合や事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、次点者を優先交渉権者に繰り上げるものとします。

- (2) 契約の締結にあたっては、播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）を遵守し、暴力団排除に関する誓約書の提出が必要です。
- (3) 契約保証金  
要（契約金額の10分の1以上の額）

### 15 その他

- (1) 当該業務委託は、「播磨町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」の規定に基づく契約であり、当該業務契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者はこの契約を変更又は解除することができる。  
この場合、受託候補者が本業務委託実施の準備のために要した費用等について、播磨町はその賠償の責めを負わないものとします。
- (2) 業務委託料の支払いについては、業務委託契約書に記載する業務委託料のうち当該年度の業務委託料を年あたり12回で部分払いとします。
- (3) 契約期間の3年目に直近の労務単価に基づく設計変更を行い、契約期間4年目、5年目について変更契約を行います。

### 16 提出先・問い合わせ先

〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号（※第2庁舎1階）

播磨町上下水道課 担当：西本

TEL 079-435-0404(直通)・FAX 079-437-4192

Eメール [suidou@town.harima.lg.jp](mailto:suidou@town.harima.lg.jp)